

■ 土壤汚染関係データ

8-10 土壤汚染対策法の施行状況

(平成17年3月31日現在)

項目 \ 所管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	22	92	4	0	0	5	3	8	0	9	4	4
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数	8	26	0	0	0	2	1	0	0	1	1	1
上記調査の結果、基準超過し指定区域に指定された件数	3(1)	2(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	1(0)	0
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数	14	57	4	0	0	2	1	8	0	2	3	3
法第4条第1項に基づき調査命令を発出した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 注) 1. 所管が大阪府となっているのは、土壤汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村をすべて大阪府が所管していることを表しています。
 2. ()内は指定区域解除件数を示しています。

8-11 大阪府生活環境の保全等に関する条例(土壤汚染対策)の施行状況

(平成17年3月31日現在)

項目 \ 所管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市
条例81条の4に規定する土地利用履歴等調査結果報告書受理件数	118	36	39	8	12	17	20	26	6	15	12	14
条例第81条の6に規定する有害物質使用届出施設等の使用が廃止された件数	2	1	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0
条例第81条の4、5及び6に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数	1	2	3	0	0	0	2	0	0	2	3	0
上記調査の結果、基準超過し管理区域に指定された件数	0	0	2(1)	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0
条例第81条の5及び6のただし書に基づき確認を行った件数	2	1	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0

- 注) 1. 所管が大阪府となっているのは、条例事務移譲市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村をすべて大阪府が所管していることを表しています。
 2. ()内は管理区域解除件数を示しています。